

議員（渡邊 美喜子）

13番、渡邊 美喜子でございます。一般質問させていただきます。

質問は3項目あります。一問一答方式でお願い致します。

1点目、多度津町公害防止条例について。

2点目、旧（庁舎、福祉センター、給食センター）などの廃施設の今後の方針や計画について。

3点目、いま求められている福祉タクシーについて。以上でございます。

それでは質問に入ります。1点目の多度津町公害防止条例についてであります。生活環境被害について町民の皆さんから私の方に相談に来られることが多くなってきたように思います。町にも相談をさせて頂いております。今後も多くの環境被害が起きると思われまますので一般質問に取り上げました。この条例の内容を簡単に説明しますと第1条、目的は町民の健康で文化的な生活を維持すること。生活環境を保全すること。簡略でございます。第2条、基本理念は人間尊重、生活優先の精神を基調とし、健康で良好な環境を確保すること。第3条、公害、大気汚染、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭、ばい煙、粉塵、有毒ガスなど「生活環境被害」であります。この条例は第29条までとなっております。そこで質問致します。

今までに町民の方から相談の事例の内容をお聞きします。

住民環境課長（石井 克典）

渡邊議員のご質問の今までに町民の方からの相談事例の内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。多度津町公害防止条例の規制対象につきましては「公害を発生するおそれがある工場及び事業場であって規則で定める業種」であり、その工場等に設置される施設のうち、騒音、振動、ばい煙、粉じん、有毒ガス、汚水、廃液又は悪臭を発生又は排出する施設であって規則で定めるものを「指定施設」と規定し、「指定施設」を設置する工場等を「指定工場等」として、規制基準を設けております。過去には、当条例の規制基準に抵触するような粉じん等に関する苦情もございましたが、近年5年間の記録によると、該当の苦情はございません。例えば、コインランドリーや飲食店等は、この指定工場等には該当しないため規制の対象となっておりません。ただ、当条例で規制対象とされていない生活環境被害に関する相談は、住民環境課に多く寄せられております。令和3年度には大気汚染に関する相談が31件、騒音に関する相談が5件、悪臭に関する相談が4件、水質汚濁に関する相談が4件ございました。令和4年度は現時点で、大気汚染に関する相談が20件、騒音に関する相談が4件、悪臭に関する相談が1件、水質汚濁に関する相談が4件ございました。特に件数が多い大気汚染についてでございますが、これらは全て野焼きによる相談になります。こちらにつきまして事例を挙げさせていただきますと麦わらや剪定枝、家庭ごみを農地や自宅の庭先などで焼却し、これにより発生した煙が相談者の自宅に届くことにより生活環境被害を被ったといった相談が最も多い

事例になります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。次に解決した内容の事例についてはどうなってるのか質問します。

住民環境課長（石井 克典）

渡邊議員のご質問の解決した内容の事例についてのご質問に答弁をさせていただきます。生活環境被害に関する相談を受けた場合は、基本的に現場確認を行い、その発生日点と原因の特定を行い、法的根拠に基づいた各関係部署と連携した対応を行っております。先ほどの答弁で事例として挙げさせていただきました野焼きにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により廃棄物の焼却は原則禁止されておりますので、現地に赴き、状況を確認した上で、違法行為にあれば法令根拠を説明した上で、消火及び町のルールに沿ったごみの処理を行うよう指導を行っております。ただ、野焼きにつきましては、農業、林業または漁業を営むため、やむを得ないものなど幾つかの例外規定がございますので、これに該当する野焼きであった場合は、原因者に近隣への生活環境に与える影響を軽微とするよう改善を依頼する形で、再発防止に努めております。また、野焼きが農地で行われたものであれば、産業課の農地担当に、火災の恐れがあれば、消防職員とともに現場に向かい、指導等の対応を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは、次の質問に移ります。課題や問題点につきまして伺います。

住民環境課長（石井 克典）

渡邊議員の課題や問題点についてのご質問に答弁をさせていただきます。近年は企業のコンプライアンス意識の向上により、多度津町公害防止条例の規制対象となる苦情は、先ほどの答弁でもご説明させていただきましたように、近年ではございません。その代わり、一般家庭や規制対象とならない事業所を起因とした小規模な生活環境被害に関する相談が多く寄せられております。これらは指導を行う法的根拠がないため、お願いするといった形での解決を図ることしか出来ないことから、解決に至らない事例も散見されます。これらの事例につきましては、解決に至るよう何度も粘り強く足を運び、理解を頂くことが重要であると考えており、引き続き対応を続けてまいります。また、町広報やホームページを活用し、少しでも生活環境に関する問題の発生を未然に防止することを目的と致しまして、より一層啓発に取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

質問で再質問という形にさせていただきます。先ほどの答弁の中で、過去には当条例の規制基準に抵触するような粉じんなどに関する苦情もありましたが、最近5年間の記録によりますと当該の該当する苦情はありません。ただ、当条例で規制対象と

されていない生活環境被害に関する相談は、住民環境課に多く寄せられておりますとあります。その相談の中に、町内事業者に対する苦情の相談はなかったのでしょうか。他の産業課、また、建設課の方に職員の方に色々と私、相談を持ち掛けておりますので、相談がなかったのかということで質問させていただきます。

産業課長（谷口 賢司）

渡邊議員の再質問に答弁致します。令和2年12月に町内事業所の業務用洗濯乾燥機からの廃棄ダストやそれに伴う騒音の相談をお受けしたことがございます。その際には、産業課が現場を確認し、事業者及び相談にこられた住民の方の双方から被害に係るヒアリングを実施致しました。その状況を確認した後、香川県中讃保健福祉事務所、いわゆる保健所でございますけれども、その保健所にご意見をお伺い致しました。保健所としては、当該事案については、その事業内容に係る規制がなく建物に対する基準もないことから、規制の対象とはなっておらず、指導の対象にはならないという風に考えているという回答を頂きました。その後、公害担当の住民環境課と情報の共有を図り、対応を協議致しました。町と致しましても、先ほど石井の方から答弁させて頂きましたとおり、多度津町公害防止条例の規制の対象外の事業所であったため、法的拘束力のある行政指導を行うことは出来ないと考えてございます。しかし、相談者の方の生活環境に被害があるということでございましたので、当該事業所の事業主に対して排気ダクトやそれに伴う騒音に対する対策をとるように要請を行いました。それに対して、事業所側からはすぐに多額の費用を掛けて対策を講ずることは難しいんですけれども、簡易的に粉じんが拡散することがないように対策をしますという回答を頂きました。そしてその後、事業者の方で排気ダクトに粉じん防止ネットを取り付けるなどの対策がとられてございます。一方、騒音につきましては多度津町公害防止条例及び騒音防止法の規制対象ではなく、また、施設の老朽化もなかったことから、主だった対策はとられておりません。この案件につきましても最終的な解決には至っていない状況にありますが、住民の方からの相談があれば、先ほどの答弁にもありましたとおり、解決に向けて相談者及び事業所双方の理解を得られるように対応を継続する必要があるという風に考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の最近の町民からの相談事例について答弁をさせていただきます。最近の建設課における公害等に関する相談については、工事等で残土置場として利用している土地周辺において、騒音、粉じんなどのご相談がございました。その後、担当職員により現地の確認を行い、前面道路、これは町道にあたります。土砂が広がっている状況等がございましたので、事業者に対して道路、水路等の清掃をお願いし、実施をして頂いております。以降、周辺的环境管理に配慮頂くよう、事業者に対しては指導を行い、今後とも道路管理者として道路の維持管理に努めていきたいと考

えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。こういう事例が、本当にここ2～3年のうちに私の方に相談、苦情という形で町にも相談させて頂いております。ますます増えてくるんじゃないかなという傾向を感じます。そして、町民の皆さんの文化的な生活、良好な環境を守ることは、やはり大切な町の責任だと思っております。確かに現場での対応、私も一緒に話の中に参加させて頂いております。本当に職員の皆さんには、ご苦勞をお掛けしておりますが、今後ともどうかよろしくお願ひしたいと思います。それでは、次の質問に移らして頂きます。

2点目の質問でございます。旧（庁舎役場、福祉センター、給食センター）などの廃施設の今後の方針・計画について伺います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の廃施設の今後の方針・計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。旧町役場と総合福祉センターは、50年以上、町政の拠点や住民の皆様の交流の場として供用されておりましたが、令和4年6月をもって役目を終えました。2つの施設とも経年により老朽化しているため、解体しなければなりません。施設周辺には多度津駅や幼稚園・小学校があり、多度津駅から本通地区や桃陵公園に至るまでにある立地を考えますと解体後の跡地は、今後も多度津町のまちづくりに寄与する可能性があるものと考えております。2つの施設の跡地は、大切な町の財産として利活用する方針の下、関係機関と十分に協議の上、財政状況も鑑みながら計画的に解体し、地域における公共の福祉の増進や地域社会への貢献等に繋がる活用方法を検討してまいります。

次に旧給食センター施設は、現在、子ども会活動の備品を保管する場所としてや旧合田家住宅の緊急保全工事に伴い、発生する資材の保管先として活用しております。今後の方針等につきましては、具体的には決定しておりませんが、将来、スポーツセンターの再編が必要となった際には、有効に活用しようと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

なぜ、2点目の質問であります。多くの町民の皆さんからは、やはり年数が経ち、環境の影響で徐々に廃施設が金属の腐食やコンクリートのひび割れ、危険ではないのか。旧役場は、多度津高校が購入すると聞いたことがあるが、その後どうなっているのか。また、使用してないとますます老朽化がひどく、倒壊の恐れが心配であり、見た目もマイナスイメージである。近隣の自治体の廃施設の状況を参考にすべきである。という色んなご意見を聞いております。そこで質問をまとめてさせていただきます。今後のどのような方針、計画なのか。町のお考え。そして多度津高校への売却について、その後の状況を伺います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員ご質問の1点目につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたので、2点目の多度津高校への売却のその後の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。県教育委員会が実施しておりました県立多度津高等学校の改築計画におきまして、旧町役場跡地の利用が検討されておりましたが、昨年9月に同委員会より、旧町役場跡地を利用しない方針になった旨の報告がありました。今後につきましては、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、地域における公共福祉の増進や地域社会への貢献等に繋がる活用を検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再質問ということですが、2点再質問させていただきます。今、答弁がありましたが、町役場を多度津高校売却については使用しないと。売却はしないという答弁だったんですけども、私だけではなく町民の皆さんが期待していることも多いと思いますので、その売却が出来ない。その利用出来ない理由は、何かあるんでしょうか。それともう1点目でございますが、先ほどの答弁の中にも地域における公共の福祉の増進や地域社会の貢献等に繋がる活用方法を検討してまいりますが、このことにつきまして、もう少し具体的にお考えがあれば、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。まず、多度津高校へ売却しないことの決定ということでありましたが、町の方はしたかったのですが、多度津高校、要するに香川県教育委員会の方の協議の中で、予算的に色んな実情に合わせて、売却というか購入をしないという風に、先方から言われたということでございます。町としましては、非常に早い決断をしなければならなかったのですが、香川県の方が昨年の9月の終わりまで待ってくれと非常に長く引き伸ばされたこともありまして、ちょっと回答というかそういうことが遅くなったという経緯でございます。2点目の今後の計画が具体性でないということなのですが、はっきり申しまして非常に今、何を造るかということは、町長も以前から色々と、例えば図書館であるとか、公民館を造るであるとか色んな考えがある中で、ここにまだ何を造るかということは、はっきり決まっておられません。多くの意見の中で、ここに公園を造ることがいいのか色んなことを考えております。まず、1番問題なのが、除却費用が非常に膨大に掛かる。何億円も掛かるということでございます。このお金を少しでも少なくすることも考えながら、次年度の中でも都市計画の中において検討委員会をすることも考えてございます。その中で何が出来るかということをお町職員一同考えていきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

そうですね、今のところ漠然と跡地の活用ということは、質問する時点で、なか

なか答弁は頂けないのかなという風には正直思ってたんですけども、今後色んなご意見を聞きながら、また出来るだけ町民の皆さんに活用出来るような形であればいいなという風に思っていますので、またその点よろしくお願い致します。

それでは、3点目の質問を致します。3点目は、福祉タクシーについての質問であります。多様化する住民生活のニーズにおいて、高齢化率の増加、高齢者の運転免許証の自主返納時の受け皿、高齢者単独世帯の増加等、高齢者の移動手段としての福祉タクシーの拡充は交通弱者にとりまして重要な役割を担っています。

本町は平成26年4月1日から施行され、本町に移住する高齢者に対し、福祉タクシーを交付することによって外出の機会を増やすとともに経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的としています。平成26年開始、利用年齢が当初は80歳から福祉タクシーを利用、タクシー券10枚5,000円でした。その後、令和元年から利用年齢75歳からとなり、福祉タクシー券も10枚から20枚、1万円になりました。町民の多くの皆さんからは「福祉タクシーは大変に助かります。丸亀に通院していますが、往復するとタクシー券1万円はすぐになくなってしまいます。その上タクシー代が3月6日から値上げすると聞いており、出来ればタクシー券の枚数を増やして頂けないでしょうか」「1万円分のタクシー券は有難いですが、年金生活なので通院の回数を減らしている」など厳しい現実も聞いております。

高齢者率の増加や社会状況など見直しを検討する期間が3年程度とも言われています。また、町長の施政方針に高齢者福祉タクシー事業は、多くの方に利用して頂けるよう普及啓発に努めてまいりますとあります。裏を返せば申請数と比べ実際利用率は少ないとも解釈出来るのではないのでしょうか。実際に利用者されている方はタクシー券の枚数を増やして頂きたいと切に願っております。交通手段のない交通弱者と言えます。家族構成や地域性などで、利用率に関係していると思われれます。そこで質問です。1点目ですが、令和元年から令和4年までの申請数、利用率、町が負担する金額を伺います。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

渡邊議員の令和元年から令和4年までの申請数、利用率、町が負担する金額についてのご質問に答弁をさせていただきます。令和元年度の申請者数は2,759名、利用率52.4%、利用料の金額は1,464万6,000円、令和2年度の申請者数は2,846名、利用率48.3%、利用料の金額は1,375万5,500円、令和3年度の申請者数は2,813名、利用率54.4%、利用料の金額は1,531万5,000円、令和4年度は1月末現在になりますが、申請者数2,859名、利用率42%、利用料の金額は1,200万1,500円でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

2点目の質問です。福祉タクシーの利用者の皆さんの運行エリア、行き先とか目的を伺います。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

渡邊議員の福祉タクシー利用者の運行エリアについてのご質問に答弁をさせていただきます。高齢者福祉タクシー利用券には、利用区分のみ記入するようになっており、把握できる範囲では町内・丸亀市・善通寺市の医療機関や買い物と多度津駅を利用されております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

3点目の質問です。今後の課題や問題点は、どんなものがありますでしょうか。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

渡邊議員の今後の課題や問題点についてのご質問に答弁をさせていただきます。コロナ禍において外出控え等が影響した時期もありましたが、利用率は増加傾向にあります。令和4年度1月末時点での申請率は74.1%であり、例年どおりの割合であります。申請率や利用率の向上を目指し、敬老祝い金の送付時や個々の支援時に勧奨を行っているところでございます。今後も多くの方に利用して頂けるよう、引き続き試行錯誤しながら普及啓発を行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。その中で、町長さんにご質問させていただきます。選挙がありましたし色んなところでやはり、皆さんの意見を聞く機会がたくさんありました。その中で、私の色んな意見を聞く中でやはり60%は、この高齢者の足ということで意見を聞いております。すごく将来的にも不安であるということで、皆さんが心配されております。そういうことで今回、これを取上げた訳でございしますが、もしこれ、福祉タクシー券を増やす場合、枚数を増やす場合、他の市町を調べますと1万2,000円とかが大体多かったように思います。2,000円アップということも考えられるんじゃないかなと思いますが、一応アバウトに、先ほど答弁を頂きましたので、計算させていただきます。例えば2,000円アップとなりますと、合計しますと年間で280万円、50%を使用するとして計算したんですけども、2,000円だったら280万円ですよね。それをもし倍としたら、約ですよ。これ、760万円ということなんですけども、多くの皆さんが本当に真剣に将来のことを考えているっていう部分で、このアップについては、予算的には大変多度津町、財政も苦しい中ではございますが、こういうことを住民サービスということでは、大きな効果が私はあると思うんですけども町長のご意見をお聞き致します。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊 美喜子 議員のご質問に答弁させていただきます。今、渡邊議員がおっしゃったとおり、福祉タクシーという事業につきましては、町民の皆さん方からも喜ばれておりますし、そしてこれを継続していくということには変わりはありません。また、今おっしゃいましたように何%を増やしていくかということのか、今1万円を幾らにしていくのかということとは、これから検討してまいります。この福祉タクシー

事業が全ての高齢者75歳以上の方に対してのパーセントが低いように思っています。それは今でもご自分の配偶者の方とか、またお嫁さんとか、そういう方々に気軽に、ちょっとそこまで乗せて行ってとか、駅まで連れて行ってとか言ってる方が多くいらっしゃいます。そういう中で、まだ完全に全てを消化している。福祉タクシー事業を全て使ってるということではありません。それが私には本当に残念でなりません。やはり私どもが提供する福祉タクシーチケットは全て使って頂きたい。そしてそのことが、高齢者の生活の支援になれるような、そういう大きな効果を上げられるようにしなければいけないと思っています。そういう意味では、利用率が少し、まだ私にとってはもっと使って頂けるのではないかと考えておりますので、利用率が上がっていけば、当然ながら今の1万円というのも増やしていかなければいけないと考えております。それと今、渡邊議員さんなんかにも本当にご協力、ご尽力頂いております「チョイ来た」の事業につきましても、これも皆様方には本当に感謝を申し上げるところです。この事業は、デマンドタクシー事業と同じでありまして、当初、某タクシー会社にお問い合わせしたところ、断られてしまいました。そのことをどうしてもデマンドタクシー的なものの方が、この多度津町にとっては大変、便利ではないのかという考えの中で、今「チョイ来た」号の活用がされておりますことを町民の皆様方のボランティアのお力、またお気持ちに大変、感謝しているところであります。ただ、これで全てが解決するというものではありませんので、多度津町の高齢者の生活を守っていくためにも、これからも色々こういう交通手段というものを考えて、そして議会の皆様方とも意見交換しながら、この高齢者の移動手段について、もっともっと考えていきたいと思っています。その節にはどうかよろしくお願いを申し上げて、渡邊議員の答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

町長の答弁頂きました。皆さんに、たくさん利用して頂きたいのは、もう本当によく分かるんですけども。その地域性もありますし、家族構成もあると思うんです。だから、それはそれで私はいいいんじゃないかと思うんですけども、本当に交通難民っていう部分に関しては、1万円でいけるのかなっていう部分は正直あります。そういう意見がすごく多いのも事実でございますので、たかが2,000円とか言いますが、それを大きな町民の皆さんの多度津町で、この地で長いこと住みたい。安心な生活をしたいと。そういう部分も含めまして、やはり、少しは前向きに考えていかなければならない時期に来てるんじゃないかなという風に正直思っております。これは多くの皆さんの福祉タクシーの願いでありますので、そういった部分で、また次回も質問する可能性はあると思いますので、どうぞよろしくお願い致します。これをもちまして13番、渡邊 美喜子の一般質問を閉じさせていただきます。有難うございました。